

労働者死傷病報告（休業4日以上、安衛則様式第23号）記入例

濁点、半濁点は1つの記入枠に記入（例えば **ド**）

建設工事にかかる災害の時は必ず記入（工事件名を記載する）

被災者の所属する工場や営業所、店舗等の事業場の名称を省略せずに記入する（書ききれない場合は、下の空欄に続きを記入）

被災者の所属する事業場の所在地を記入（裏面参照）

休業の見込日数（報告時）を記入

災害発生時の状況、原因を具体的に記入
事業場の所在地と被災地が異なる場合（出張中の災害等）は特に具体的に記入

事業場の所在地を管轄する監督署へ報告（休業補償請求書の提出先と異なる場合があります）

被災者が外国人の場合は、「国籍・地域」と「在留資格」を記入（裏面参照）

社労士による提出代行は、必ず社労士法に基づく記名または署名が必要

代表者の職名、氏名を記名し（代表者本人の直筆の署名でも可）記入

製造業等の構内下請事業場、建設工事の関係請負人が被災した場合は、必ず記入（建設工事の場合は、裏面参照）

派遣労働者が被災した場合に記入（裏面参照）

左記職種における通算経験年数（1月未満は0月で記入）

災害発生場所と事業場の所在地が異なる場合は、住所や訪問先の名称等を具体的に記入

略図はできる限り具体的に記入

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係) (背面)

建設工事業

81001 33101699999001

コウセイロウドウケンセイ

厚生労働建設(株)

(仮称) 広島合同庁舎新築工事

広島市中区上八丁堀6-30-2 電話 082(221)2459 安衛・方面共同企業体

730-8528 6人 7310110 1111

ヒロシマ タロウ 7010101 30歳

廣島 太郎 職種 為 経験 10

骨折 右大腿部 広島市中区上八丁堀6-30-5 工事現場内

略図(発生時の状況を図示すること。)

報告者(代表者) 安全課長 安全 一郎

代表取締役 厚生 労働

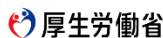
2019.1.15 作成 社会保険労務士 提出代行者 △◇ ○○

提出期日：災害発生後遅滞なく（労働安全衛生規則第97条）

提出部数：1部（報告書の控えが必要な場合は、提出時に当該報告書の写（コピー）を御用意ください。郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒も必要です）

※ 派遣労働者が被災した場合、派遣先事業場、派遣元事業場の両方が、労働者死傷病報告を提出する必要があります

令和5年4月作成



派遣労働者が被災した場合

	派遣先事業場	派遣元事業場
提出先	派遣先の所轄署	派遣元の所轄署
労働保険番号	派遣先の番号	派遣元の番号
事業場の名称	派遣先の名称	派遣元の名称
事業場の所在地	派遣先の所在地	派遣元の所在地
派遣先郵便番号	派遣先郵便番号	派遣先郵便番号
派遣先の事業場の名称	派遣先の事業場の名称	派遣先の事業場の名称
提出事業場の区分	派遣先欄に○	派遣元欄に○
労働者数	派遣先労働者数	派遣元労働者数
事業者職氏名	派遣先の事業者職氏名	派遣元の事業者職氏名

建設工事に係る災害の場合

提出先	原則工事現場所在地の管轄署
労働保険番号	特定元方事業者の保険番号
事業場の名称	被災労働者の所属事業場の名称
工事名	特定元方事業者の工事件名
事業場の所在地	工事現場所在地 (または被災労働者所属事業場の所在地)
労働者数	被災労働者の所属事業場の入場者数
建設業の場合は元方事業場の名称	特定元方事業者の名称
被災地の場所	現場の住所を具体的に記入
災害発生状況	状況、原因(工期の記入も)
事業者職氏名	被災労働者所属事業場の事業者

被災労働者が外国人の場合

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外の方は、記入の必要はありません。

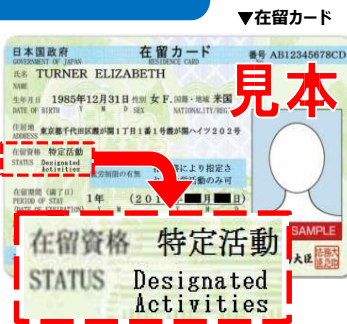


国籍・地域



★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

在留資格

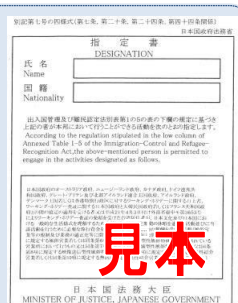


★ 在留カード または 旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうちあてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動(ワーキングホリデー) 特定活動(EPA) 特定活動(高度学術研究活動) 特定活動(高度専門・技術活動) 特定活動(高度経営・管理活動) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動(高度人材の就労配属者) 特定活動(建設分野) 特定活動(造船分野) 特定活動(外国人調理師) 特定活動(ハラル牛肉生産) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定活動(製造分野) 特定活動(就職活動) 特定活動(その他)
-----------	--	---	---



★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例)技能実習 1号イ など

電子申請

労働安全衛生法等の届出などをする際は、電子申請が便利です。

入力支援サービスのサイト

労働者死傷病報告(様式23号)はインターネット上で入力し報告書を作成することができます。

